

## 岡山市私立保育所等における新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 私立保育所等が、新型コロナウイルス感染症対策として事業を実施する場合、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、「私立保育所等」とは、岡山市の区域内に設置される、次に掲げる事業を行うための事業所又は施設等のうち、設置者が岡山市以外のものをいう。

(1) 保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により認可を受けた、法第39条第1項に規定する施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の認定を受けたものを除く。））

(2) 幼保連携型認定こども園（法第7条に基づく児童福祉施設で、認定こども園法第2条第7項に規定する施設）

(3) 地域型保育事業所（法第34条の15第2項の規定により認可を受けた、子ども・子育て支援法第7条第5項に規定する事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業（以下「居宅訪問型保育事業」という。）を除く。）を行う事業所）

(4) 認可外保育施設（法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第34条の15第2項若しくは法第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていない施設のうち、令和2年4月30日までに本市に法第59条の2第1項の規定に基づく届出を行っている施設（居宅訪問型保育事業を除く。））

### (補助事業者)

第3条 補助事業者は、私立保育所等の設置者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取り消しを受け、当該取消の日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資する備品の購入等を行う事業であって、令和2年4月1日から令和2年12月31日までの間に購入、発注、納品及び支払が完了しているもの（以下「補助対象事業」という。）とする。

(補助金の交付の制限)

第5条 他の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費は、私立保育所等が補助対象事業の実施に必要な需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費、委託料、備品購入費（以下「補助対象経費」という。）とする。

(交付額の算定方法)

第7条 補助金の交付額は、次に掲げる金額を比較していずれか少ない額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 400,000円

(2) 第6条の補助対象経費の合計額から寄付金とその他の収入額を控除した額。

2 補助金の交付は、同一施設において1回に限り受けることができる。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、この要綱及び規則の規定の適用を受けることについて同意した上で、規則様式第1号による申請書を、岡山市長（以下「市長」という。）が定める日までに、市税を滞納していないことを証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。なお、規則第5条第1項第1号から第4号までの書類の提出は要しない。

(交付の条件)

第9条 市長は、規則第7条第2項の規定に基づき、補助金の交付の決定に当たって、同条第1項各号に定める事項のほか、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供してはならない。
- (2) 市長の承認を受けて前項に定める補助財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等控除額が確定した場合は、岡山市私立保育所等における新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第1号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

- (5) この補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び申請書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完

了する日，又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(決定通知)

第10条 市長は，補助金の交付を決定したときは，補助金等交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(状況報告，着手届及び完了届の免除)

第11条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第12条 補助金の交付の決定を受けた事業者は，実績報告書（規則様式第5号）に次項に定める書類を添付して，令和3年1月20日までに，市長に提出しなければならない。なお，規則第16条第1項第1号の書類の提出は要しない。

2 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は，実績報告一覧表及び補助対象経費の支払状況が明らかになる書類とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は，令和2年6月22日から施行し，令和2年4月1日から適用する。

様式第1号（第9条関係）

年 月 日

岡山市長 大森 雅夫 様

補助事業者 住所又は所在地

設置者名

代表者名

印

岡山市私立保育所等における新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付岡山市指令保幼第 号で交付決定を受けた，令和 年度岡山市私立保育所等における新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について，岡山市私立保育所等における新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱第9条第4号の規定により，下記のとおり報告します。

記

- |   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額   | 金 | 円 |
| 2 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除額<br>(補助金等返還相当額) | 金 | 円 |
| 3 | 添付書類  |   |   |

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し，課税売上割合等が把握できる資料，特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

※ 補助金返還額がない場合であっても，報告すること。